

環境保全活動を進める道具箱

「環境教育等促進法」の使い方

環境省北海道環境パートナーシップオフィス

2014年11月

1. 環境教育等促進法とは

2012年10月1日に「環境教育等促進法¹」が全面施行されました。この法律は持続可能な社会づくりのために、環境保全活動や、環境保全の意欲の増進²及び環境教育、また、これらの取り組みを進める上で効果的だと考えられる「協働取組³」を後押しするものです。このため環境教育等促進法には、都道府県や市町村の責務⁴や、市民団体や企業による環境行政への市民参加や協働を支援する制度が盛り込まれています。

なぜ、環境保全活動には市民参加や協働が有効なのでしょう。それは地域の環境保全を将来にわたって継続していくためには、ひとつ主体の力だけでは十分ではないからです。地域に関わりのある複数の主体が対等な立場で関わり、対話によってビジョンを生み出し、行動していくことが必要とされるためです。

それでは、環境教育等促進法に盛り込まれた主な制度を、「環境教育等促進法」の全体像を示した図1に基づいてご紹介します。

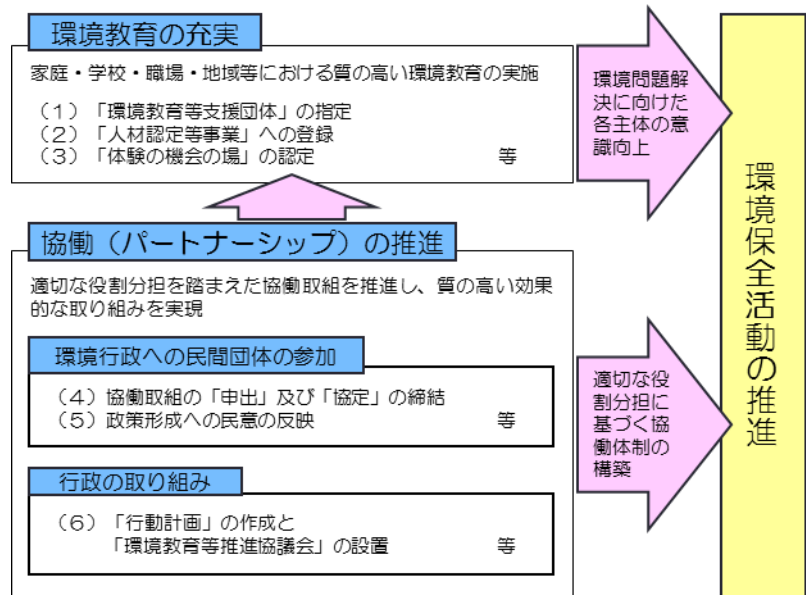


図1 ここで紹介する「環境教育等促進法」の諸制度

- 1 環境教育等促進法**：正式名称は「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」。2003年に制定された「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律（環境教育推進法）」が、国連「持続可能な開発のための教育（Education for Sustainable Development：ESD）の10年」の開始や環境教育への関心の高まり等を受けて2011年に全面改正。学校教育での環境教育の充実や協働取組の推進が追加された。
- 2 環境保全の意欲の増進**：環境保全に関する理解を深め、活動への動機づけを高めること。「環境の保全に関する情報の提供並びに環境の保全に関する体験の機会の提供及びその便宜の供与であって、環境の保全についての理解を深め、及び環境保全活動を行う意欲を増進するために行われるもの」（法第2条2）。
- 3 協働取組**：「国民、民間団体等、国又は地方公共団体がそれぞれ適切に役割を分担しつつ対等の立場において相互に協力して行う環境保全活動、環境保全の意欲の増進、環境教育その他の環境保全に関する取組」（法第2条4）。なお、「協働」と「パートナーシップ」は同じ意味で使われている。
- 4 都道府県や市町村の責務**：「地方公共団体は、基本理念にのっとり、環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の増進に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実践するよう努めるものとする」（法第6条）

2. 環境教育等促進法の諸制度

(1) 「環境教育等支援団体」の指定

… 第10条の2

「環境保全活動や協働取組等を行う市民や企業、民間団体等⁵を支援する団体」を、団体からの申請を受けて、主務大臣⁶が指定する制度です。環境教育等を行おうとする市民や団体が情報を入手できるように、指定団体の周知を図ります。

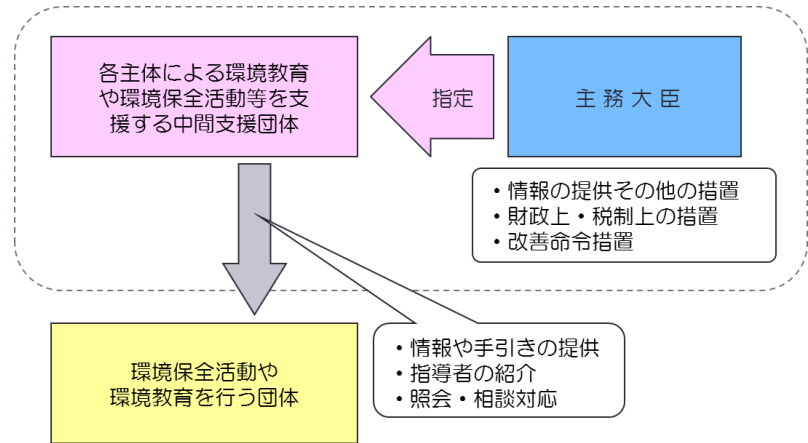


図2 「環境教育等支援団体」指定制度

【現在の状況】

平成26年3月現在、「特定非営利活動法人 地球環境保全協会」（東京都）及び、産学を中心とした「資源と環境の教育を考える会『エコが見える学校』」（東京都）の2団体が指定を受けています。

(2) 主務大臣による「人材認定等事業」への登録 … 第11条

人材認定等事業を行っている事業者の申請により、一定の基準を満たした事業について主務大臣が登録するものです。登録された事業については、国が、国民に対して積極的に情報提供することとしています。改正により、人材認定等事業の登録対象に「協働取組のファシリテーターの認定等」「環境教育の教材開発等」が追加されています。

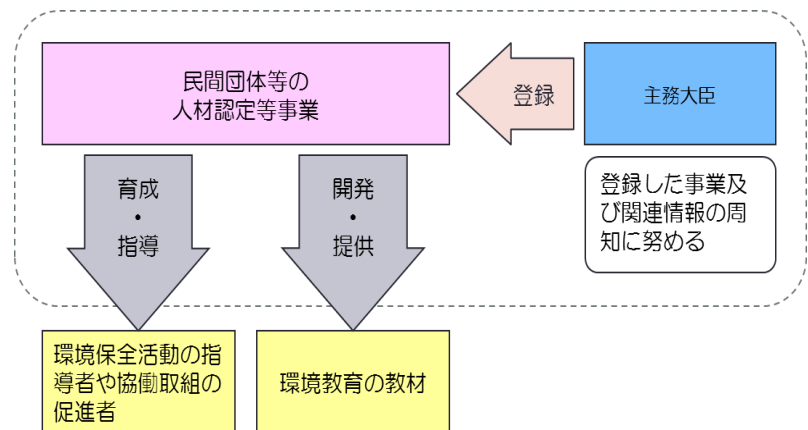


図3 「人材認定等事業」登録制度

【現在の状況】

以下の件数の事業が登録されています。（平成26年11月13日現在）

環境教育	26 事業	リサイクル・廃棄物	4 事業
森林の保全・緑化	5 事業	環境全般	2 事業
水・土壌の保全	3 事業	その他	7 事業

⁵ 民間団体等：「事業者、国民及びこれらの者の組織する民間の団体」を指して「国民、民間団体等」としている（環境教育等促進法 第1条）。

⁶ 主務大臣：環境大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣の五大臣を指す。

(3) 都道府県知事による「体験の機会の場」の認定 … 第20条

所有または賃貸借契約等を結んで使用している土地や建物を、自然体験活動等の体験の機会の場として提供する場合、申請を受けて、都道府県知事が認定⁷する制度です。認定した体験の機会の場を、インターネットを通じて公表することにより、自然体験活動等へ参加しようとする人に情報を提供します。

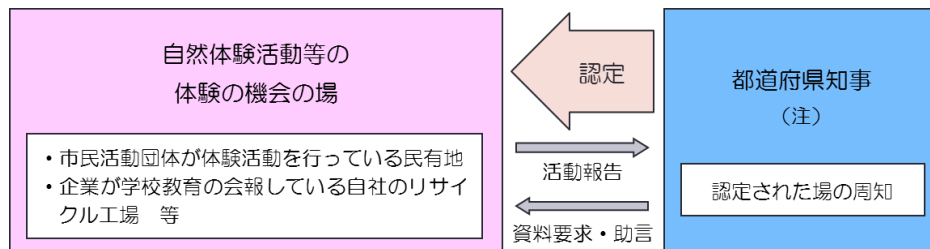


図4 「体験の機会の場」認定制度

【現在の状況】

平成26年10月までに、公益財団法人キープ協会（山梨県）や埼玉県や川崎市、前橋市の企業から申請のあった「体験の機会の場」が7地区、認定されています。

(4) 協働取組の「申出」及び「協定」の締結 … 第21条の4、5

市民や民間団体等が、国や地方公共団体と協働取組を行う必要があるときは、その国や地方公共団体に対して、その旨を申出することができます。国や地方公共団体は、基準に照らして適切と認められた場合には、申出の内容に応じて、情報提供、照会及び相談への応対、助言、専門家・活動団体の紹介、会議への出席、また、そうした役割分担を定めた協定の締結等について可能な範囲で協力することとされています。

また、民間団体等が締結した協定について、都道府県知事に届出⁸することができます。受理された届出は、インターネットでの周知が図られます。

【現在の状況】

環境省ホームページでは2団体の協働取組が掲載されています。

⁷ 都道府県知事が認定：体験の機会の場の「土地や建物の全部」が指定都市、中核市等の区域に限られる場合は、認定等は当該市等の長が行う。また2つ以上の都府県にまたがる場合は、主務大臣が行う。

⁸ 都道府県知事に届出：協働取組が指定都市、中核市等の区域内に限られる場合は、事務処理等は当該市等の長、2つ以上の都道府県にまたがる場合は主務大臣が行う。

(5) 政策形成への民意の反映 … 第21条の2

国や地方公共団体は、環境保全活動や環境教育、協働取組に関する政策形成に民意を反映させるため、政策形成に関する情報を積極的に公表することに努めるものとされています。

また、市民や民間団体、そのほかの多様な主体の意見を求め、これを十分考慮した上で政策形成を行う仕組みの整備や活用を図ることともされています。

また、市民や民間団体等は、こうした政策形成に貢献するよう、国や地方公共団体に対して、政策に関する提案をすることができます。具体的にどのように政策提案を行うかということについては、環境省のサイトに「環境保全活動等に関する政策提案ガイドライン」が示されており、参照することができます。

※環境保全活動等に関する政策提案ガイドライン

<https://edu.env.go.jp/files/system05.pdf>

(6) 「行動計画」の作成と「環境教育等推進協議会」の設置 … 第8条

都道府県や市町村は、委員の公募等によって地域の関係者で構成される「環境教育等推進協議会」の設置等を通じて、環境保全活動や環境教育、協働取組に関わる「行動計画」を作成するように努めるものとされています。

第8条の3では、学校教育や社会教育等の関係者が、都道府県や市町村に対して「行動計画」の作成や変更を提案できるものとなっています。これに際して都道府県や自治体は素案を作成して、提示しなければなりません。

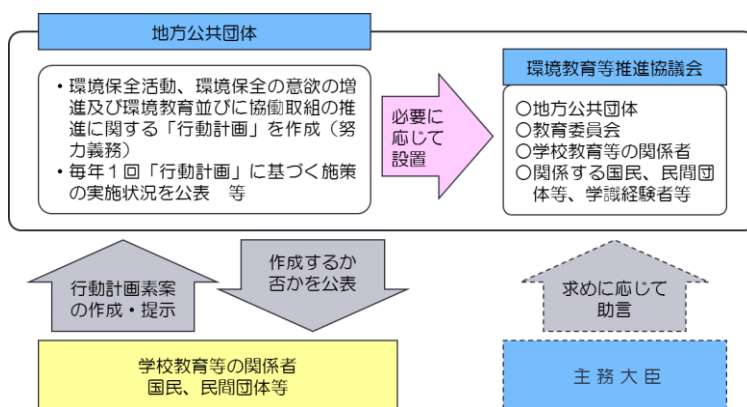


図5 「行動計画」と「環境教育等推進協議会」

【現在の状況】

平成25年4月26日時点では、12県及び政令指定都市1市が行動計画を作成（既存の計画の改正を含む）しており、うち2県1市が協議会を設置しています。

また、北海道は平成25年7月に「北海道環境教育等推進協議会」を設置し、その議論などを踏まえ、「北海道環境教育等行動計画～環境をまもり育てる人づくり・協働取組のために～」⁹を平成26年3月に策定しています。

⁹ 北海道環境教育等行動計画：詳細については、以下の北海道環境局環境推進課のサイトを参照。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/ksk/kkkoudoukeikaku/gaiyou.htm>

また、環境教育等促進法に係る各種認定等の状況は、以下の環境省のサイトで公開されている。

<https://edu.env.go.jp/system.html>